

[事案 26-135] 新契約無効請求

・平成 27 年 5 月 21 日 裁定不調

<事案の概要>

契約時に、募集人より、解約返還金額について虚偽の説明を受けたとして、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、契約を無効として、払込保険料に利息を付して返還してほしい。

- (1)平成 18 年 7 月、満期となる既契約の満期保険金を前納保険料に充てて、10 年後に解約した際には元金（払込保険料）が保証される商品希望したのに対し、同行した募集人の上司から、私製文書によりその希望に沿った商品である旨の虚偽の説明を受けて加入した。
- (2)10 年経過後の解約返還金額の試算を求めたところ、前納保険料額を大きく下回ることが分かった。

<保険会社の主張>

申立人が主張するようなニーズは、募集人に伝えられておらず、また契約時に申立人に交付した資料には、解約返還金の推移が記載されており、募集人がこれら資料と全く異なる説明をしたとは考えられないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人が 10 年経過後の解約返還金額について前納保険料額が保証される旨の虚偽説明をしたか否かを把握するため、申立人と募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張するような虚偽の説明があったとは認められないが、申込書が作成された経緯について判然としない点があり、加入手続きが適切になされたかについての疑問が残るなどの事情を考慮して、本件は和解による解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

<参考>

○申立人が主張するような虚偽の説明があったとは認められない理由は、以下のとおり。

- (1)本件においては、勧誘に使用された資料につき争いがあるが、双方の言い分は異なるものの、提案書などが勧誘に使用されたと認められ、申立人の主張する書面についてはそのものが提出されるなど特段の事情がない限り、使用されたと認められない。
- (2)募集人が使用し、申立人が受領したと認められる設計書には、解約返戻金額について一定時期における概算額が記載されており、募集人は提案書に沿った説明を行なったものと認められ、特段の事情がない限り、募集人が申立人の主張するような虚偽の説明を行ったとは認められない。